

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2999号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

「2. 事故報告書を、ドコモ社から横浜市に提供するにあたり、報告すべき事故の基準等を定めた契約等に類するもの、ないしはメール等が含まれるがこれらに限定されない行政文書等全て。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2999号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2999	令和3年6月4日	令和3年6月18日	令和3年7月13日	令和3年8月10日	個人	市長

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2999	「2. 事故報告書を、ドコモ社から横浜市に提供するにあたり、報告すべき事故の基準等を定めた契約等に類するもの、ないしはメール等が含まれるがこれらに限定されない行政文書等全て。」 (以下「本件審査請求文書」という。)	非開示  <b>不存在</b> (作成しておらず、保有していないため)	原処分 妥当

### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2999	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審

答申番号	判断の要旨
2999	<p>議することとする。</p> <p><b>《横浜都心部コミュニティサイクル事業（以下「本件事業」という。）について》</b></p> <p>本件事業は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部（みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域）において実施している事業である。</p> <p>本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株式会社NTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」を締結し、同年4月から本件事業を開始している。なお、平成27年4月からは、株式会社NTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「本件法人」という。）が運営主体となっている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、本件事業に係る事故状況報告書を本件法人が提出するに当たり、報告すべき事故の基準等を定めた行政文書であると解される。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成しておらず、保有もしていないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件事業に係る事故等の対応は運営主体である本件法人が担うが、横浜市は実施主体として事業統括の役割を担うことから、事故等の状況を把握しておく必要がある。本件事業計画書において、事故等が発生した際は本件法人から都市交通課へ即時に連絡することとしたのは、このためである。もっとも、本件事業計画書には、当該連絡の方法やどのような事故等を連絡の対象にするかは記載していない。</p> <p>(イ) 当該連絡は、通常は、発生した事故等に係る情報がまとまり次第速やかに、事故状況報告書で受けることとしている。また、緊急性がある場合などは、本件法人の判断で、電話、メール、打合わせ等で受けることもある。連絡をこのような方法で行うことは、都市交通課と本件法人との間で、本件事業を協働で実施するためのやり取りを日常的に重ねる中で確認してきたものであり、明文化した行政文書は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>(ウ) 報告をすべき事故等とは、交通事故及び利用者の負傷やバイクの破損等で本件法人が横浜市に報告すべきと判断した問題を指しているが、これも日常的なやり取りを通じて確認してきたものであり、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。本件法人と実施機関とは、適宜情報共有をしつつ共同事業を進めており、本件審査請求文書が存在しないことで特段の不都合はない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会が本件事業計画書を確認したところ、事故等に係る初期対応は本件法人の運営スタッフが行う旨や「株式会社ドコモ・バイクシェアより、横浜市都市整備局都市交通課・・・へ即時に連絡する」との記載があったが、具体的な連絡の方法や当該方法を別に定める旨の記載は認められなかった。</p> <p>(イ) 実施機関によれば、連絡の方法や報告すべき事故の基準等を定めた行政文書は作成も取得もしておらず、保有していないとのことであり、これにより特段の不都合はないとのことである。</p> <p>この点、本件事業は、かなりの規模で行われており、実施機関も本件法人も、複数の担当者が関与しているであろうことを踏まえると、明確な基準なしに運営することで不都合が生じないのかに疑問がないではない。しかし、本件審査請求文書の存在を推認させる事情もなく、実施機関の説明が不合理とまではいえない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881